との情報共有及び多様化している記録媒体や情報機器の有効な活用方法について扱うこと。イについては，多職種がチームとして取り組む福祉実践の場におけるコミュニケーションについて扱うこと。

第４　生活支援技術

１　目　標

福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，適切で安全・安楽な生活支援技術を提供するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 自立生活の支援について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 自立生活の支援の展開に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。

(3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び，自立生活の適切な支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 生活支援の理解

ア　生活の理解

イ　生活支援の考え方

ウ　他の職種の役割と協働

(2) 自立に向けた生活支援

ア　介護技術の基本

イ　居住環境の整備

ウ　身じたくの支援

エ　移動の支援

オ　食事の支援

カ　入浴・清潔保持の支援

キ　排泄（せつ）の支援

ク　家事行動の支援

ケ　睡眠・休養の支援

コ　レクリエーションの支援

(3) 緊急時・災害時の支援

(4) 終末期の支援

(5) 医療的ケア

ア　医療的ケアの理解

イ　高齢者及び障害者の喀痰（かくたん）吸引

ウ　高齢者及び障害者の経管栄養

３　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)から(5)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色に応じて，いずれかを選択して扱うことができること。

イ　自立生活を人間の尊厳，安全・安楽，協働などの視点から捉え，「こころとからだの理解」と関連付けて，生活の質の向上やサービス利用者の状態に合った自立生活の支援の必要性について理解できるよう留意して指導すること。

ウ　実践的・体験的な学習活動を通して，サービス利用者の自立生活の支援に関する専門的な学習への動機付けを図るなど，専門職としての生徒の意識が高まるよう工夫して指導すること。

エ　〔指導項目〕の(2)から(5)までについては，自立生活の支援に活用される福祉用具や介護ロボットについても理解できるよう留意して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，生活の個別性と多様性について扱うこと。イについては，安全な介護の必要性，介護従事者に求められる倫理観について扱うこと。ウについては，他の職種と協働しサービスを提供することの意義や目的について扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)のアについては，サービス利用者の尊厳を保持した自立生活の支援方法，潜在的能力を引き出す支援について扱うこと。また，安全で安楽に介護するための技法について扱うこと。イからケまでについては，サービス利用者の自立生活に向けた安全で安楽な支援方法，心身の状況や生活の場の違いに合わせた支援方法，プライバシーの保護や尊厳の保持に配慮した支援などについて扱うこと。コについては，生きがいや自己実現，豊かな生活を送るために必要なレクリエーションの意義や目的，介護場面におけるレクリエーション活動の役割について扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，緊急時・災害時における介護の意義や目的，具体的な支援方法について扱うこと。